

令和
3年度

被扶養者実態調査を実施します

現在認定されている被扶養者の現況や収入等を調査し、適正に扶養要件を満たしているかを確認するため、被扶養者実態調査を実施します。

前回のピースランド(4月号(No.479))でお知らせしたとおり、被扶養者認定取扱基準を新たに定めており、本年度の被扶養者実態調査は新しい基準に沿って行うこととなります。

これまでの基準と変わった点については、ピースランド4月号または今号に同封の「被扶養者の認定要件について」をご覧ください。

新たな取扱基準は、当組合ホームページから見るすることができます。

被扶養者の適正な資格管理のため、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

※本調査と同時に、お勤めの所属所において「扶養手当」支給にかかる資格確認が行われる場合があります。

提出書類等については、人事担当者にご確認ください。



▲組合ホームページは
こちらから

1 調査対象者

令和3年4月1日現在18歳以上の被扶養者(平成15年4月1日以前に生まれた者)

※令和3年4月1日以降に被扶養者認定された者を除きます。

※配偶者の子、孫、甥姪は、18歳未満でも調査対象となります。

2 調査方法

該当する組合員へ、6月上旬に「被扶養者資格確認届書」を所属所経由で配付します。

当該確認届書に必要事項を記入し、被扶養者の現況に応じた書類を添付の上、所属所の共済事務担当者へ提出してください。

3 提出期限

7月9日(金)までに共済組合へ提出 ※所属所の共済事務担当者への提出期限はそれぞれご確認ください。

4 実態調査を要する被扶養者及び提出書類

①配偶者

区 分		提出書類
扶養手当あり	無収入・給与収入	・なし
	上記以外	・収入区分ごとの確認書類
扶養手当なし		・収入区分ごとの確認書類

②子

ア 学生である子

区 分		提出書類
①平成11年4月2日以降生まれ		・なし
平成11年 4月1日 以前生まれ	②4(6)年制大学、大学院(全日制)	・在学証明書(学生証の写し※でも可)
	③上記以外の学校 (夜間制、通信制、短期大学、専門学校、予備校等)	・在学証明書(学生証の写し※でも可) ・収入区分ごとの確認書類



- ・学生とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれらに準ずる教育機関に通学している者をいう。
- ・海外の学校に通学している者で在学証明書等がない場合は、それに代わる学生であることが確認できる書類(日本語に翻訳されたものを添付)を提出してください。

※当年度交付又は有効期限の記載があるものに限りです。

イ 学生でない子

区 分	提出書類
扶養手当あり	・なし
扶養手当なし	・収入区分ごとの確認書類 ※別居の場合は、被扶養者の住民票謄本

③その他の被扶養者

区 分	提出書類
父母、兄弟姉妹、孫、祖父母	・収入区分ごとの確認書類 ※別居の場合は、被扶養者の住民票謄本
義父母、配偶者の子、甥姪、その他三親等内の親族	・収入区分ごとの確認書類 ・住民票謄本

- ・18歳未満の配偶者の子、甥姪等については、同居の確認のための住民票謄本のみ提出ください。

5 収入区分ごとの確認書類

区 分	提出書類
無収入	・令和3年度所得証明書 ※調査時点において無職無収入であっても、給与収入が記載されている場合は、当該収入について、離職が確認できる書類を添付のこと。ただし、被扶養者認定申告時に提出している場合は不要。
給与収入 (パート、アルバイト等含む)	・令和3年度所得証明書 ・共済組合指定の雇用証明書(当組合HPからダウンロードできます。) ※2か所以上での雇用がある場合は、それぞれの確認書類を添付のこと。
年金収入	・令和3年度所得証明書 ・年金額改定通知書(写)又は年金額支払通知書(写)※最新分 ・個人年金受給者は当該年金額を確認できる書類 ※遺族年金、障害年金等は所得証明書に記載されないため、報告もれがないよう十分ご確認ください。 ※今後1年間の収入見込みを確認しますので、必ず令和3年の改定通知書等を提出してください。
事業収入 (商業、農業、不動産、利子、配当等)	・令和3年度所得証明書 ・令和2年分確定申告書(写)及び収支内訳書(写)
その他	・令和3年度所得証明書 ・雇用保険受給資格者証第1面及び第3面の写し(失業保険受給) ・給付金決定通知書(傷病手当金、出産手当金受給)

※その他、必要に応じて上記以外の書類の提出を求められることがあります。

※新型コロナウイルス感染症対策に伴う給付金等は、恒常的な収入ではないため被扶養者の認定基準となる収入には該当しません。所得証明書や確定申告書に給付金等の額が含まれている場合は、その内容がわかるものを併せて提出してください。

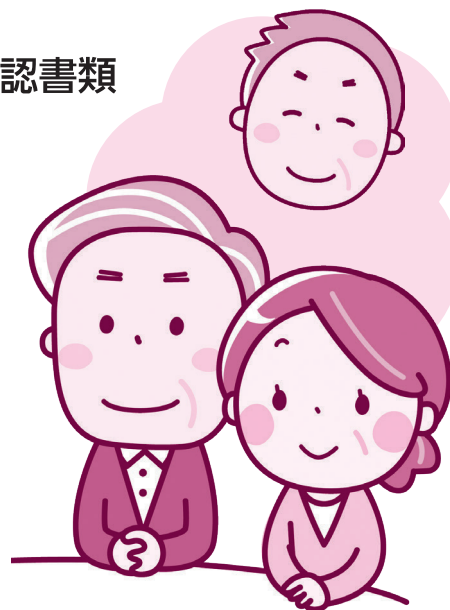
6 仕送り及び1人あたりの生計費に関する確認書類

別居の被扶養者がいる場合は、5の収入区分ごとの確認書類に加えて、通帳の写しや振込受領書など、直近6か月分（令和2年12月から本年5月まで）の送金の実績が分かるものを提出してください。

なお、組合員世帯と別居の被扶養者世帯との1人あたり生計費を確認するため、「一人あたり平均生計費確認表（別居認定用）」（当組合HPからダウンロードできます。）を併せて提出ください。

また、海外在住の被扶養者については、「国内居住要件の例外届出書」（当組合HPからダウンロードできます。）及び所定の添付書類を提出してください。

※仕送りに関する確認書類及び「一人あたり平均生計費確認表」は、4-①配偶者及び4-②-ア学生である子のうち、④と⑥の場合は提出不要です。



7 確認書類にかかる注意事項

- ① 各種証明書等は、**交付日から3か月以内のもの**を有効とします。証明書類は早めにご準備ください。
- ② 所得証明書は、**合計所得欄に収入額（0円の表示を含む）が記載されたもの**、又は（ ）書き等で記載された証明書を添付してください。合計所得欄が*マーク等で記載されたものは収入の確認ができないため不可とします。
- ③ 両親など配偶者がいる者を扶養認定している場合、その配偶者の収入を確認する必要がありますので、被扶養者でない方についても所得証明書などの確認書類を提出してください。

提出前にご確認ください

- 学 生** アルバイト等で年額130万円（月額108,334円）以上の収入はありませんか？
- 年金受給者** 年齢到達、改定等により年金が増額となり年額180万円以上になっていませんか？
個人年金・障害年金・遺族年金も収入に含みます。
- 雇用保険** 雇用保険を受給していませんか？
日額3,612円以上の場合、被扶養者として認定できません。
- 事業収入** 事業収入が認定基準額以上になっていませんか？
扶養認定で認められる経費は税法上の必要経費とは異なります。
- 仕 送 り** 被扶養者の収入を上回る仕送りをしていますか？
被扶養者世帯の1人あたりの収入が、組合員世帯の1人当たりの収入を上回っていませんか？